

一般社団法人日本色彩学会 論文査読規程

2015(平成27)年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は、日本色彩学会誌に掲載する論文の査読について規程する。ここに、論文とは、原著論文、研究資料、または研究速報とする。

(査読者の選任)

第2条 査読者は、原則として日本色彩学会会員の中から、論文の内容に応じた適任者を、学会誌編集委員会が選任する。査読者の数は、原著論文および研究資料については2名、研究速報については1名とする。

2 査読者の氏名は著者に知らされないものとする。

(査読者の責務)

第3条 査読者は、学会誌の権威と著者の権利を保護する責任があり、厳正中立の立場を保持しなければならない。査読者は、査読依頼を受けた事実および査読中の論文の内容を、他者に漏らしてはならない。また、当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。

(査読・審査)

第4条 査読者は、論文の種別に応じ、内容の独創性、新規性、有用性、信頼性、完成度ならびに題目、構成・表現の適切性の観点から査読を行ない、その結果を学会誌編集委員会に報告する。

2 学会誌編集委員会は、査読報告にもとづき、論文の「掲載可」、「著者に照会後再審査」、もしくは「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。再審査は1回を原則とする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、学会誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

付則 本規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。